

令和3年度 大分県業務改善奨励金

目的

コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある中小企業等の業務改善助成金を活用した生産性向上及び事業場内最低賃金の引上げを支援し、各事業所の経営改善や労働者の所得向上等につなげます。

概要

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を20円以上引上げた場合に対象者数に応じて奨励金を支給します。

また、業務改善助成金の申請に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

対象者

- 令和3年7月～令和4年1月いずれかの月の売上が対前年比(又は対前々年比)で30%以上の減少があること
- 時間当たりの事業場内最低賃金が地域別最低賃金から30円以内及び事業場規模が100人以下の事業場であること
 - ※大分県の地域別最低賃金 = 822円 (令和3年10月6日以降)
- 令和3年7月16日～令和4年1月31日に大分労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、事業場内最低賃金の引上げを行うこと (賃上げは交付申請日以降に実施する必要があります。)
- 業務改善助成金の受給があること (設備投資等に取り組む前に、大分労働局から助成金の交付決定を受ける必要があります。)

支給額

①業務改善助成金分

業務改善助成金における対象経費支出額から助成金を除いた額と下表の県奨励金上限額を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。

単位：千円

コース	引上げ労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
20円コース	50	75	125	175	200
30円コース	75	125	175	250	300
45円コース	112	175	250	375	450
60円コース	150	225	375	575	750
90円コース	225	375	675	1,125	1,500

【例1】従業員数15名 製造業
・1,000千円の設備投資
・4名の賃金を30円引上げ
(1,000千円 - 国の助成金700千円)
= 300千円…①
奨励金上限額 175千円…②
① > ② 支給額 175千円

【例2】従業員数15名 飲食業
・800千円の教育訓練
・4名の賃金を30円引上げ
(800千円 - 国の助成金640千円)
= 160千円…①
奨励金上限額 175千円…②
① < ② 支給額 160千円

②社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

【問い合わせ先】

最低賃金引上げに伴う事業者向け相談窓口

097-506-3357

8:30～17:15 (月～金まで。土日・祝日は除く)

(大分県庁舎本館7階 雇用労働政策課)

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル

<https://oita-chusho.jp/>



業務改善助成金の活用

①業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を20円以上引上げ、生産性向上のための設備投資や人材育成の取組を行った場合に、その費用の一部を助成する厚生労働省の制度。

補助率：引上額・人数等に応じて4/5～9/10（上限額は20～600万円）

②活用事例

業 種	設備投資等の内容	
業種共通	経理システム、経営ソフト、経営コンサルタント、人材育成・教育訓練	
製造業	調理器具類	原料充填機（ケーキ生地、ジャムなど）、食材カッター、食材皮剥き機、パン発酵機
	包装機	シュリンク包装機、菓子個包装機械
	冷凍・冷蔵庫類	冷凍庫、冷凍冷蔵庫
	その他	工程管理システム、生産管理システム、フォークリフト、特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。） 改修等によるレイアウト変更、ベルトコンベア、マシン
卸売業・小売業	レジ類	POSレジシステム、自動釣銭機
	その他	フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）食品卸売システム、会計・仕入・販売システム、顧客管理システム、受発注機能付きホームページ、真空包装機
宿泊業・飲食サービス業	調理器具類	スチームコンベクションオーブン、食材スライサー、業務用製氷機
	レジ類	POSレジシステム、自動釣銭機、券売機
	洗浄機（食器洗浄機）	食器洗浄機、全自動鉄板洗い機
	その他	管理システム、オーダーシステム、給与システム、業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫、温蔵庫、改修等によるレイアウト変更、ベルトコンベア
生活関連サービス業・娯楽業	美容器具・施術器具類	脱毛器、デジタルパーマスチーマー類、育毛器、シャンプーユニット（調節機能付）
	洗濯機・乾燥機	業務用乾燥機、業務用洗濯乾燥機
	レジ類	POSレジシステム
	その他	顧客管理システム、オーダーシステム、集球設備（ゴルフ練習場）、平型包装機（クリーニング業）
医療・福祉	福祉車両	引き上げリフト付き福祉車両、スロープ付き福祉車両、大人数送迎可能福祉車両
	施術ベッド・医療ベッド類	電動式ベッド（調節機能付）、ウォーターベッド型マッサージ器
	レジ類	POSレジシステム、自動釣銭機
	その他	歯科用チェアユニット（清掃機能付など）、受発注機能付きシステム、診療予約管理システム、食器洗浄機、治療器具洗浄機、レントゲン装置、CT設備、改修等におけるレイアウト変更

※厚生労働省ホームページに掲載されている活用事例「業種別事例集」から抜粋しています。

※上記のほかにも助成対象となる取組が多数ありますので、詳細については「業務改善助成金コールセンター」（03-6388-6155）にお問い合わせください。

③設備投資の範囲の拡充（令和3年8月1日以降）

賃金引上げを30円以上とする場合には、以下のとおり、生産性向上に資する自動車やパソコン等が補助対象とされています。

- ・乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）

